

○ 学校いじめ防止基本方針

※「令和5年度御津あおば高等学校の学校いじめ防止基本方針」の策定に向けて、現在見直し中です。(R5年4月以降に掲載する予定)

1 いじめ防止についての基本的な考え方

- (1) いじめがあるのではないかとの問題意識を持って、常に実情を把握し、適切な対応に心がける。
- (2) 社会で許されない行為は学校でも許されないとの強い認識に立って生徒に臨み、生徒にもその自覚を持たせる。
- (3) 「不登校はどの生徒にも起こりうる」という観点に立って考え、生徒の自立を目指して指導に当たる。
- (4) 生徒が必要なときにはすぐに教師や親に相談することができるよう、生徒と親や教師との信頼関係を深めるように心掛ける。
- (5) 学校だけでは解決できない場合もあるので、地域社会や関係行政機関との連携・協力を図る。
- (6) 学年主任会にて細かい情報交換を行い、いじめ・不登校の未然防止に努める。

2 いじめ防止対策組織について

(1) いじめ教育相談特別支援委員会

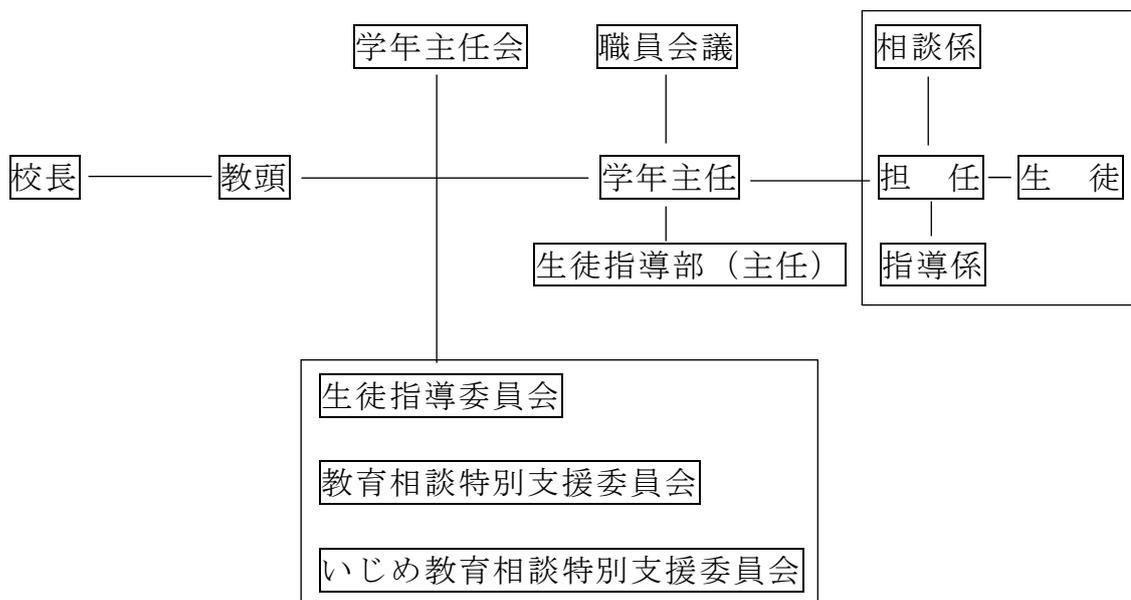
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談係、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

イ 指導・支援チーム

教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談係、養護教諭

(2) 組織図



3 留意事項

- (1) 生徒指導に関する情報を適切に伝達できるような組織づくりに努める。
- (2) 生徒に対する温かさと積極的な関心、教師側の真剣な取組等、充実した指導環境を作りあげる。
- (3) 容認できない行為に対しては断固たる姿勢を取る。
- (4) 個人情報の保護に配慮し、問題点の共通理解を図る。
- (5) 情報を多面的に認識し、問題解決に努める。
- (6) 対応は誠実かつ迅速に行う。